第十四・九条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国の投資家の投資活動に関し、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に反する措置を適用してはならない。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

(i)　司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又は強制する場合

(ii)　貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる財産的価値を有する情報の開示又は知的財産権の使用に関する場合

(g)　当該投資家の投資財産が生産する物品又は当該投資家の投資財産が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

3　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。ただし、1の規定の適用を妨げない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

4　3のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

5　2(a)から(c)まで並びに3(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

6　2(b)、(c)、(f)及び(g)並びに3(a)及び(b)の規定は、政府調達については、適用しない。

7　3(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

8　2及び3の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

注釈　この条の規定は、締約国が約束、履行若しくは要求を課していない場合又はそれらを求めていない場合において、私人間における約束、履行又は要求を強制することを妨げるものではない。

第十四・十条　適合しない措置及び例外

1　第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第十四・三条、第十四・四条、第十四・八条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表の対象となる措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の要請があった場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b)　可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国による意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c)　最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であって、この協定に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第十四・三条及び第十四・四条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

7　第十四・三条、第十四・四条及び第十四・八条の規定は、締約国が次のものに関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国が交付する補助金又はこれが行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）